

教第73号議案

工業高等専門学校の地方独立行政法人化に伴う関係訓令の整備に関する訓令について

工業高等専門学校の地方独立行政法人化に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように制定する。

令和5年3月27日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 高田 純

理 由

工業高等専門学校を神戸市外国語大学との同一法人下での運営へ移行させ、地方独立行政法人化するに当たり、訓令を改正する必要があるため。

**工業高等専門学校の地方独立行政法人化に伴う  
関係訓令の整備に関する訓令について**

**1. 概 要**

神戸市立工業高等専門学校（以下、高専）が、神戸市外国語大学との同一法人下での運営へ移行にするに当たり、令和5年2月議会に「神戸市立学校設置条例」改正議案（高専の名称等を削除するもの）を提出しているが、当該条例改正に伴い、関連する訓令の一部改正を行う。

**2. 改正内容**

高専及び高専に係る給料表、役職等の単純削除

**3. 対象訓令**

（1）神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程

：旅費に係る規定から高専に係る給料表（教育職給料表(4)）に対応する箇所を削除

（2）神戸市教育委員会公文書管理規程

：公文書管理に係る規定から高専を削除

（3）神戸市教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程

：用語の定義の規定から高専を削除

**4. 施行期日**

令和5年4月1日

工業高等専門学校の地方独立行政法人化に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和5年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会訓令甲第 号

工業高等専門学校の地方独立行政法人化に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(教育委員会職員の旅費取扱規程の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程(昭和35年8月教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(校長、園長及び委員の旅費) 第3条 旅費条例第2条第2項の規定に基づき、神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第3号に規定する教育職給料表(2)、教育職給料表(3)及び教育職給料表(5)の適用を受ける者の行政職給料表の職務の級に相当する職務の級は次のとおりとする。	(校長、園長及び委員の旅費) 第3条 旅費条例第2条第2項の規定に基づき、神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第3号に規定する教育職給料表(2)、教育職給料表(3)、 <u>教育職給料表(4)</u> 及び教育職給料表(5)の適用を受ける者の行政職給料表の職務の級に相当する職務の級は次のとおりとする。

行政職 給料表	教育職 給料表 (2)	教育職 給料表 (3)	教育職 給料表 (5)
7級	[略]	[略]	[略]
6級以 下	[略]	[略]	[略]

行政職 給料表	教育職 給料表 (2)	教育職 給料表 (3)	教育職 給料表 (4)	教育職 給料表 (5)
7級	[略]	[略]	5級	[略]
6級以 下	[略]	[略]	4級以 下	[略]

(教育委員会公文書管理規程の一部改正)

第2条 神戸市教育委員会公文書管理規程(昭和43年3月教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
(6) 文書管理システム 公文書の事務処理を行うための情報処理システムであって、次の各号に掲げるものをいう。	(6) 文書管理システム 公文書の事務処理を行うための情報処理システムであって、次の各号に掲げるものをいう。
ア 委員会事務局(以下「事務局」	ア 委員会事務局(以下「事務局」

という。)及び教育機関の組織に関する規則（昭和41年4月教育委員会規則第2号）第2条第1項に規定する教育機関（以下「教育機関」という。）にあって、市長が管理するもの。

イ 学校にあって、教育長が管理するもののうち指定するもの。

(7) [略]

(文書番号、日付)

第7条 所管課で発する文書には、文書右上部に、文書番号及び日付を記載するものとする。ただし、学校で発する文書には、文書番号を記載しない。

2 文書番号の記載は、次の表に掲げるところによる。

(1) 庁内文書

所管課	所管課を表示する字数	記載例
事務局の室・各課	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

という。)、高等専門学校及び教育機関の組織に関する規則（昭和41年4月教育委員会規則第2号）第2条第1項に規定する教育機関（以下「教育機関」という。）にあって、市長が管理するもの。

イ 高等専門学校以外の学校にあって、教育長が管理するもののうち指定するもの。

(7) [略]

(文書番号、日付)

第7条 所管課で発する文書には、文書右上部に、文書番号及び日付を記載するものとする。ただし、高等専門学校以外の学校で発する文書には、文書番号を記載しない。

2 文書番号の記載は、次の表に掲げるところによる。

(1) 庁内文書

所管課	所管課を表示する字数	記載例
事務局の室・各課	[略]	[略]
学 校	高等専門 2字 学校	教委高専第 号
[略]	[略]	[略]

(2) [略]

別表第1 (第3条関係)

所管課	所管課長	公文書主任
神戸市教育委員会事務局組織規則 (昭和33年4月教育委員会規則第3号) 第1条に規定する課、課に相当する室、課内室及び部	[略]	[略]
学高等学校校	学校長	事務長(所管課長の指定により、事務担当者を公文書主任に充てることができる。)
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(2) [略]

別表第1 (第3条関係)

所管課	所管課長	公文書主任
神戸市教育委員会事務局組織規則 (昭和33年4月教育委員会規則第3号) 第1条に規定する課、課に相当する室、課内室及び部	[略]	[略]
学高等専門学校	事務室長	事務室総務係長
高等学校	学校長	事務長(所管課長の指定により、事務担当者を公文書主任に充てることができる。)
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程の一部改正)

第3条 神戸市教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程(平成18年12月教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所属長</p> <p>前号に定める所属の長(ただし、課を置かない部又は部に相当する室においては教育長があらかじめ定める担当課長とする。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所属長</p> <p>前号に定める所属の長(ただし、課を置かない部又は部に相当する室においては教育長があらかじめ定める担当課長とし、<u>工業高等専門学校においては事務室長とする。</u>)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（教育委員会職員の旅費取扱規程の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正前の神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程の規定は、施行日前において神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和5年3月条例第 号）附則第5項の規定による改正前の神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第3号エに規定する教育職給料表（4）の適用を受けていた職員の施行日前の勤務に係る旅費については、この規程の施行後も、なおその効力を有する。